

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成21年 7月31日
国立大学法人電気通信大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務において、総合研究棟（西4号館）等改修設計業務及び（仮称）新棟新営設計業務に関して、二酸化炭素排出量削減及び環境負荷の抑制方策を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

なお、電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（E S C O事業）については該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための国立大学法人電気通信大学における体制として、調達関連部局において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。